

議案第 8 号

葛飾区指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例
上記の議案を提出する。

平成27年 2月17日

提出者 葛飾区長 青 木 克 徳

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による介護保険法の改正に伴い、指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める必要があるので、本案を提出いたします。

葛飾区指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、介護保険法（平成 9 年法律第123号。以下「法」という。）第59条第 1 項第 1 号、第115条の22第 2 項第 1 号並びに第115条の24第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定介護予防支援（法第58条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。）の事業の人員及び運営に関する基準等について定めるものとする。

(基準該当介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等)

第 2 条 法第59条第 1 項第 1 号の条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第37号。以下「省令」という。）第32条の規定により準用する省令第 1 条の 2 及び第 2 章から第 4 章（第25条第 6 項及び第 7 項を除く。）までの規定の例による。

(指定介護予防支援の事業の申請者の資格)

第 3 条 法第115条の22第 2 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

2 前項の法人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員がその事業活動を支配するものであってはならない。

(指定介護予防支援の事業の人員及び運営に関する基準等)

第4条 法第115条の24第1項の条例で定める基準及び条例で定める員数並びに同条第2項の規定により条例で定める基準は、省令第1条の2及び第2章から第4章までの規定の例による。

(委任)

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、葛飾区長が別に定める。

付 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。